

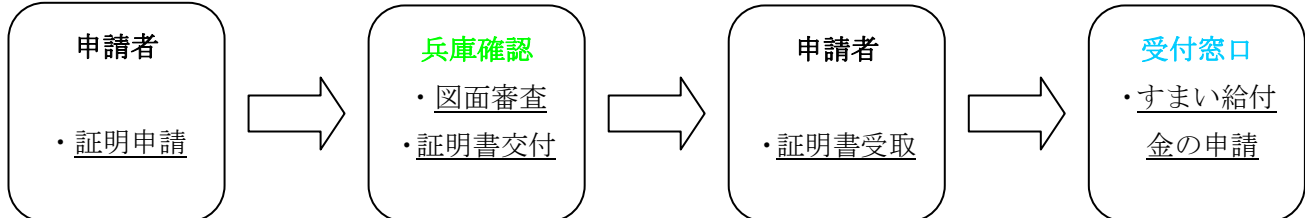
現金取得者向け新築対象住宅証明業務のご案内

平成 30 年 7 月 26 日

この制度はすまい給付金の申請をするに際し、現金で新築住宅を購入される方が対象となるものです。なお、フラット 35 S の適合証明書を取得している場合は、下記書類で⑧の i を満たしているため、新たに、現金取得者向け新築対象住宅証明書を取得する必要はありません。

詳しくは、すまい給付金のHPをご覧ください。URL ; <http://sumai-kyufu.jp/index.html>

・各申請の流れ



・確認書類 (下記はすまい給付金のHPより抜粋しています。詳しくは上記 URL のHPからご覧ください。)

※下記の①～⑧の書類は「すまい給付金の申請時の必要書類 (抜粋)」で「現金取得者向け新築対象住宅証明書」の必要図書ではありません。

(1) 住宅ローンを利用した場合

- ① 住民票の写し (取得住宅に移転後のもの)
- ② 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本 (所有権保存登記されているもの)
- ③ 個人住民税の課税証明書 (非課税証明書)
- ④ 建設工事請負契約書又は不動産売買契約書
- ⑤ 住宅ローンの金銭消費貸借契約書
- ⑥ 振込口座が確認できる書類 (通帳コピー等)
- ⑦ 検査実施が確認できる書類 (i から iii のいずれか)
 - i 住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書
 - ii 建設住宅性能評価書
 - iii 住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書

(2) 住宅ローンの利用がない場合 (現金取得の場合)

上記①～⑦の書類 (⑤は除く)

⑧フラット 35 S 基準への適合が確認できる書類 (i ～ vi のいずれか)

- i フラット 35 S 適合証明書
- ii 現金取得者向け新築対象住宅証明書 (本業務)
- iii 長期優良住宅建築等計画認定通知書
- iv 設計住宅性能評価書 (建設住宅性能評価書) ※ (但し、フラット 35 S の適合基準を満たすものに限る)
- v 低炭素建築物新築等計画認定通知書
- vi BELS 評価書 (☆2 以上のものに限る)

※ iv ～ vi は平成 30 年 7 月より追加された項目です。

・ご注意

「現金取得者向け新築対象住宅証明書」は確認書類⑦を満たすものではありません。⑦の書類は別途申請が必要となります。

本申請は着工及び竣工後でも申請できますが、竣工後から 1 年経過により新築の扱いにならない場合は新築住宅として申請することができませんのでご注意ください。